２０１８年９月３日

食の商談会「香港美食商談会」の開催について

武蔵野銀行（頭取　加藤　喜久雄）は、２０１９年１月２５日（金）、地方銀行（４行）や地方公共団体等と合同で「香港美食商談会」を開催いたしますので、お知らせします。

本商談会は、海外に販路拡大を検討している県内食品関連企業の支援を図るため開催するもので、出展企業さまには、準備段階から当行がご支援いたします。

なお、当行が海外で商談会を開催するのは今回で４回目となります。

今後も当行は、お客様の海外進出・販路拡大を支援するため、展示会や商談会の開催をはじめ、様々な情報提供に努めてまいります。

≪「香港美食商談会」の概要≫

開催日時	２０１９年１月２５日（金）
開催会場	香港コンベンション＆エキシビジョンセンター（住所：1 Expo Drive,Wanchai,HONG KONG）
対象	香港および中国への販路拡大をご希望の食品関連事業者の皆さま ※対象は加工食品、青果、食肉、飲料とし、容器などの食品商材、薬事法関連製品は対象外となります。
来場バイヤー	香港の有力地場スーパー、食品、ホテル、レストラン
定員	当行枠４社程度（全体で２４社） ※定員になり次第締め切りとさせて頂きます。
主催	**武蔵野銀行**、八十二銀行、山形銀行、宮崎銀行、阿波銀行、長野県、長野県中小企業振興センター、山形県国際経済振興機構の共催
参加費	１社あたり３，８００香港ドル（バイヤー面談１社毎に２４０香港ドル加算） ＊渡航費、滞在費、現地交通費、サンプル品輸送、通関費、通訳費等は、出展企業さまのご負担となります。
申込期限	２０１８年１０月３１日（水）
申込方法	申込書をファックス、または最寄りの武蔵野銀行本支店へお申込みください。 （ＦＡＸ：０４８－６４５－０３４７） ＊詳細につきましては、当行市場国際部までお問い合わせ下さい。

以　上

本件に関するお問い合わせ先
市場国際部（海外進出支援室）　髙金、山﨑
TEL：048（645）0463（直通）　内線 2680、2642

FAX お申込み 【締切日 2018 年 10 月 31 日（水）】
武蔵野銀行 市場国際部 行き（FAX 番号 048−645−0347）

香港美食商談会

5 地方銀行
共同企画

～武蔵野・八十二・山形・宮崎・阿波～

香港は日本にとって最大の食品輸出先となっており、日本食品への関心は益々高まっています。また香港は中国や東南アジアのゲートウェイとして、テストマーケティングに最適といわれております。本商談会を海外販路開拓の機会として是非ご活用ください。

日　　程	2019 年 1 月 25 日（金）
会　　場	香港コンベンション＆エキシビジョンセンター 英語名：Hong Kong Convention and Exhibition Centre（HKCEC） 住所：1 Expo Drive, Wanchai, Hong Kong
主　　催	武蔵野銀行、八十二銀行、山形銀行、宮崎銀行、阿波銀行、 長野県、長野県中小企業振興センター、山形県国際経済振興機構
対　　象	香港へ販路拡大を希望する食品関連事業者さま
バイヤー	香港の食品輸入・卸売業者(小売・業務用)、有力地場スーパー、ホテル・レストラン等
商談形式	個別面談形式（バイヤーとの商談を事前にセッティングいたします）
定　　員	弊行枠 4 社程度（定員になり次第締め切りとさせていただきます）
参 加 費	3,800 香港ドル及び商談セッティング費用※ ※バイヤーとの面談１社毎に２４０香港ドル加算 ※渡航費、滞在費、現地交通費、サンプル輸送・通関費、通訳費等はご負担いただきます
申込方法	下記書類をご準備の上、FAX または最寄りの武蔵野銀行本支店へお申込みください ① 本申込書 ② ビジネス・マッチング・サービス申込書 ③ 商品パンフレット（PDF 等のデータ） ※効果的なマッチングのため、②の申込書はできる限り詳細にご記入ください ※商品パンフレットを PDF などのデータでご提出いただく場合は、下段お問い合わせ先アドレスへお送りください
留意事項	会場内における試食・試飲の提供は可能ですが、揚げ物や煙、臭いの強い調理につきましては、会場の都合によりご遠慮いただきます。その他の留意事項につきましては、裏面をご参照ください

貴社名	
ご住所	〒
電話・FAX 番号	電話　　FAX
E メールアドレス	
ご担当者名	役職　　氏名
商品名・種類	
武蔵野銀行お取引店	

＜お問い合わせ先＞
武蔵野銀行　市場国際部　担当：髙金・山﨑（電話）048-645-0463 平日 9:00～17:00（土・日・祝を除く）
（E-mail）itd-advisory@musashinobank.co.jp

※　ご記入いただきましたお客様の個人情報は、本商談会の円滑な運営を目的としてのみ利用させていただきます。
※　お申込みの状況により、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

武蔵野銀行

お申込みにあたっての留意事項

１．お申込みにあたってのお願い（必ずお読みください）

・商談会に関するご連絡を香港から直接行いますので、ご担当者氏名、電話番号、E メールアドレスは必ずご記入下さい。

・参加バイヤーとの商談・お取引についてはご自身の判断と責任において行っていただきます。

・バイヤーとの商談によって生じた不利益・トラブルにつきましては責任を負いかねます。

・本商談会の運営につきましては、香港貿易発展局に委託いたします。

・商品内容、参加目的によってはご出展をお断りする場合があります。

・2018年12月14日（金）以降のお客さまのご都合によるキャンセルにつきましては、キャンセル料として参加費相当額をいただく場合がございます。

２．参加費用

・3,800 香港ドルと商談費用(面談バイヤー1 社追加毎に 240 香港ドル加算)

・試算例　５社と商談した場合…3,800＋(240×５)＝5,000 香港ドル（日本円約 72,500 円）
※１香港ドル=１4.5 円として換算、円貨額は為替相場によって変動します。

・お支払方法：商談会当日に現金(香港ドル)にてお支払いいただきます。

※香港への渡航費用、滞在費用、サンプル品の輸送・通関費用、通訳費用等につきましては別途お客さまのご負担となります。

３．スケジュール

2018年10月31日（水）	参加申込締め切り
2018年11月下旬～12月下旬	ご出展企業さま向け事前説明会
2018年12月上旬～下旬	香港バイヤーとの商談をコーディネート
2018年12月中旬～1月中旬	渡航準備、物流手配、通訳手配等
2019年1月25日（金）	商談会開催

以　上

ビジネスはマッチング からスタート！

HKTDC
Business Matching

貴社のニーズに合わせたカスタムメイドの企業引き合いサービス

香港貿易発展局（HKTDC）のビジネス・マッチング・サービスは、貴社に相応しいビジネスパートナーをご紹介し、日本企業と香港企業との貿易を促進するカスタムメイドの企業引き合いサービスです。

香港貿易発展局ビジネス・マッチング・サービスの利点

- **個々の企業のニーズに合わせたマッチング・サービス**
  貴社のニーズにしたがって、貴社のビジネスに強い関心を持つ香港企業をお探しします。その後、迅速にビジネスの商談をスタートできるよう推薦した企業とのアポイントメントの取りつけもお手伝いします。

  膨大な数のデータベースから、メーカーやサービスサプライヤーから、代理店、ディストリビュータ、ライセンシー、フランチャイジー、ジョイント・ベンチャーの企業やその他の戦略パートナーに至るまで、貴社のご要望に合った香港企業を精査し、ご紹介します。

- **最強のビジネス・マッチング・チーム**
  香港貿易発展局が世界４０以上の拠点において、業界・市場情報の専門家で構成されたビジネス・マッチング・チームがお問い合わせにお応えします。開局以来４０年以上培ってきた経験豊富な専門家が適切な企業をお探しします。多数の香港企業データを収めた香港貿易発展局のデータベースが企業探しをバックアップします。

サービス内容

- ４週間以内に貴社との取引に強い関心を寄せている候補企業を３社までご紹介します。
- 推薦した企業の連絡先・プロフィールと選考理由をレポートでお知らせします。
- 引き合いプロセスの過程で得られた追加市場情報をご提供します。
- 推薦した香港企業とのアポイントメント取り付けもお手伝いします。（オプション）

今すぐお申し込みを

ビジネスはマッチングからスタート！申込書をご記入の上、お送り下さい。貴社のビジネスに相応しいパートナー企業をご紹介します。

www.hktdc.com/BusinessMatching/jp
tokyo.office@hktdc.org
osaka.office@hktdc.org

電話番号:
東京 03-5210-5850
大阪 06-4705-7030

HKTDC
香港貿發局

香港貿易発展局　東京事務所
〒102-0083　千代田区麹町3-4　トラスティ麹町ビル6階
TEL: 03-5210-5850 FAX: 03-5210-5860 Eメール: tokyo.office@hktdc.org

香港貿易発展局　大阪事務所
〒541-0052　大阪市中央区安土町2-3-13　大阪国際ビルディング10階
TEL: 06-4705-7030 FAX: 06-4705-7015 Eメール: osaka.office@hktdc.org

香港貿易発展局（HKTDC）ビジネス・マッチング・サービス申込書

☑ 香港貿易発展局ビジネス・マッチング・サービスを申し込みます。

For office address label

この申込書に記入して、右記までお送り下さい：

香港貿易発展局　東京事務所
〒102-0083　千代田区麹町 3-４　トラスティ麹町ビル６階
TEL : 03 - 5210 - 5850　　FAX : 03 - 5210 - 5860
Ｅメール：tokyo.office@hktdc.org

香港貿易発展局　大阪事務所
〒541-0052 大阪市中央区安土町 2-3-13 大阪国際ビルディング 10 階
TEL : 06 - 4705 - 7030　　FAX : 06 - 4705 - 7015
Ｅメール：osaka.office@hktdc.org

マッチングの進捗状況をお知らせします：

・お問い合わせと支払い方法を確認の後、「申込確認書」をお送りします。
・「香港貿易発展局ビジネス・マッチング・サービス・レポート」にてマッチング結果をお伝えし、マッチング完了後、領収書をお送りします。
・今後のサービスの向上のため、お客様アンケートを後日送付させて頂きます。

下記の項目について、漏れのないよう記入して下さい。貴社の適切なパートナー企業を探し出せるよう、できるだけ具体的に記入して下さい。申込書１枚 につき１件のみご記入下さい。

企業概要

貴社名（和文/英文）：

貴社所在地（和文/英文）：

電話番号：（　　）　　番号　　電話番号

電話番号：（　　）　　番号　　電話番号

貴社のＥメールアドレス：

ウェブサイト：

ご担当者（和文/英文）（Mr./Ms.）：

ご役職・部署（和文/英文）：

ご担当者Ｅメールアドレス：

創業年：　　従業員数：

1 年間の売上高：

業種：

☐仕入協同組合　☐チェーンストア　☐デパート　☐販売店　☐ｅテイラー
☐輸出業者　☐輸出エージェント　☐輸入業者　☐輸入エージェント　☐通信販売業
☐製造業　☐小売業　☐卸売業　☐サービス業　☐ショッピングセンター
☐貿易/産業団体　☐その他（具体的に）

取扱ブランドも含め、貴社の取引製品／サービスをご記入下さい。：

＊ 会社概要またはパンフレットを添付して下さい。

香港企業への販売／香港企業との提携

A　販売／提携の希望

1. ご希望の販売先／提携先の業種や形態について簡単に説明して下さい。

B　製品／サービス詳細

1. 販売を希望する、または協力を求める製品／サービス、および、そのセールスポイント（特長、販売状況、占有率、および認証や受賞暦等）を記入して下さい。
   その特徴を示す販促資材（パンフレット・CD-ROM・サンプル・仕様等）をご提供下さい。

2. 貴社と当該製品／サービスとの関係（メーカー・代理店等）、最小／最大引受可能数量、納品までの期間、価格帯（米ドル）、支払い条件等を開示可能な範囲内で記入して下さい。

3. 現在、国内市場及び海外市場でどんな流通チャンネルを利用していますか。

4. 独占流通企業を求めていますか。
   ☐ Yes　　☐ No

C　香港企業への希望条件

1. 接触を避けたい特定の企業（企業名を記入して下さい）、企業タイプがあれば、記入して下さい。

2. 言語能力、企業の規模、海外貿易の経験、品質水準などに関して香港企業に期待する必要条件を記入して下さい。

私は下記に署名／捺印することにより本申込書添付の利用規約と免責事項に関して承認・理解・同意することを表明します。
私は本申込書に記載の企業情報の全部、もしくは一部を、香港貿易発展局がビジネス・マッチング・サービスのデータベースに組み込むために使用すること（また、香港の内外で公に入手できるようになること）に同意します。同様に、プライバシー方針に明示したようなその他の目的に使用することに同意します。また、前述の目的で本申込書に記載の個人名の個人データが公表されることの承認を得ていることを表明します。
プライバシー方針のコピーをご希望の方は当局直通電話サービス(852)1830668 もしくは、ホームページ *http://www.hktdc.com/mis/pps/en* までお問い合わせ下さい。

☐ 香港貿易発展局からＥメール、ファックス、郵便、その他の適切な配布方法による販促およびその他資材の配送を希望しない場合は、ここにチェックして下さい。

氏名：＿＿＿＿＿＿　署名/社印：＿＿＿＿＿＿＿＿　日付：＿＿＿＿＿＿

香港貿易発展局ビジネス・マッチング利用規約と免責事項

1. 香港貿易発展局のビジネス・マッチング・サービス（香港貿易発展局、世界中にあるその支部、職員、ライセンサー、ディーラー、エージェントおよび従業員（集合的に「HKTDC」という）の提供するすべての情報およびレポートを含む）を申し込むことによって、申込者（企業の場合、関連会社を含む）は、次の通り言明および保証するものとする。
   a. 申込者は、本契約を締結し、かつ本契約に基づく義務を履行することを許可されている。
   b. 申込書に記載した情報およびこれに関連して提供した情報はすべて真正の最新情報である。
   c. HKTDC によって提示され、かつ本契約に記載されていないあらゆる声明、表示、保証または条件に依存していない。

2. HKTDC は理由または根拠を示さずに、あらゆる申込を拒絶する権利を有する。マッチング料金＊は HKTDC の管理活動に必要なコストであり、申込者は HKTDC から「申込確認書」を受理次第（「確認日」）、支払うものとする。また、銀行手数料、税金、その他費用は申込者の負担とする。HKTDC は申込者から申込金額を受理しない限り、申込者からの申込書への対応はしないものとする。電信振込などの手段で申込金を支払う場合には、申込金全額が HKTDC の口座に振り込まれるよう、手数料等の費用を上乗せして振り込まなくてはならない。

3. 以下の場合を除き、料金は少額、全額にかかわらず、返却しないものとする。
   a. 確認日から５営業日以内に申し込みをキャンセルした場合には、受理した料金から申込料金（US$20）を差し引いた金額を返却するものとする。
   b. HKTDC が申込書に明記された申込者のニーズに対応できる企業や組織、人材などを見つけられないと判断した場合には、受理した料金から申込料金（US$20）を差し引いた金額を返却するものとする。
   確認日から 5 営業日以降に申し込みをキャンセルした場合には、受理した料金は返却しないものとする。

4. 返金は基本的に香港ドルで行うものとするが、申込者からの特別な要請があれば米ドル建てで返金するものとする（換算レートは HK$7.8＝US$1.0）。HKTDC は銀行手数料、為替手数料、振り込み手数料などの諸費用を差し引いた金額を、TDC が適切と考える手段を使って返却するものとする。申込者がビジネス・マッチング・サービス・レポートに明記されている事業内容やその他の情報に不満足の場合には、HKTDC は返金の義務を負わないものとするが、独自の判断に基づいて更なるサービスを提供する場合もあるものとする。しかし、更なるサービスを提供する義務は負わないものとする。

5. 申込者は、その本国において適用法に基づき法的に登記された企業／営業中の事業実体でなければならない。HKTDC は、最新の企業登記証、会社設立証書、その他の企業／事業登記証、社名入りの名刺、および／または製品カタログ、および／または営業中であることを証明する、HKTDC の要求する他の書類／資料の提出を求めることがある。

6. 申込者は、申込を処理し、支払方法を確認するために HKTDC が妥当に要求する場合のある情報を提出しなければならない。この申込によって、申込者は、HKTDC のプライバシー方針を読み、その内容を理解し、その条件に合意したことを認める。

7. 申込者および HKTDC に関して、HKTDC ビジネス・マッチング・サービス・レポートに含まれる、著作権を含むすべての所有専有権および知的財産権は HKTDC の所有であり続けるものとする。申込者は、社内目的にのみ、ビジネス・マッチング・サービス・レポートの情報を使用することに合意する。それ以外の目的に関して、申込者は、ビジネス・マッチング・サービス・レポートを複製、再製、公表、配布、販売してならず、また、HKTDC と競合してあらゆる方法で直接的または間接的にこれを使用または利用してはならず、さらに、HKTDC の書面による合意なしにこれを商業利用してはならない。HKTDC は、その絶対的裁量に基づいて、かかる合意を差し控えることも、又条件をふすことも出来るものとする。申込者は、すべてのマッチング・レポート・サービス・レポート上のあらゆる知的財産権または所有権に関する告知を抹消または改変してはならない。

8. HKTDC は、天災、通信の中断または停止、戦争、暴動、悪意的損害、動乱、ストライキ、封鎖、停電、火災、コンピュータウイルス、伝染病、資料または情報の利用不能を含め、HKTDC が適切に制御できないが適切に制御できない事由（以下「不可抗力」という）による、本契約の義務履行の遅れまたは不履行に関して、責を負わないものとする。

9. 不可抗力を事由とするその義務履行の遅れまたは不履行のために申込者にいかなる損失、支出、責任または被害が生じた場合も、HKTDC は本契約違反と見なされないものとし、また、申込者に対していかなるそれ以外の責も負わないものとする。

10. HKTDC は、第三者が HKTDC に提供した情報に基づいてビジネス・マッチング・サービス・レポートを作成し、かかる情報の正確さを判定するための調査は一切行わないものとする。
   a. ビジネス・マッチング・サービス・レポートへの情報記載は、あらゆる人、企業、団体など、製品またはサービスに対する HKTDC の推薦または保証を意味するものではない。
   b. ビジネス・マッチング・サービス・レポートは「無保証」状態で提供される。HKTDC は、HKTDC に既知である場合も含め、記載内容の信頼性、適切性、正確性、適正、ビジネス・マッチング・サービス・レポートを信頼した結果、実体の無違反性、商品性、ビジネス・マッチング・サービス・レポートに記載された人または企業実体の信用、その他の状態を含め、ビジネス・マッチング・サービス・レポートに関して一切の明示または黙示の表示または保証を行わない
   c. HKTDC は、あらゆる人によるあらゆる目的のためのビジネス・マッチング・サービス・レポートまたはその記載情報の使用または提供から生じるか、かかる使用または提供に関連する、あらゆる性質の損失または損傷に関して、一切責を負わない。
   d. 申込者は、自らの全面的なリスク負担でビジネス・マッチング・サービス・レポートの記載情報を使用しなければならない。申込者は、情報使用が申込者の目的に適しており、適用法および規制に適合していることを確認するために、相当の注意を払わなければならない。

11. 第 10 条 c 項が執行不能な場合、本契約またはそのサービス提供に基づく HKTDC のあらゆる責任は、本契約に基づき申込者が支払った料金と同額に限定されるものとする。

12. 本契約は、本契約当事者間の合意内容の全文であり、本契約の目的物に関する当事者間の口頭または書面によるすべての他の約束、合意、表示、保証に優先するものである。

13. 本契約のいずれかの規定がいずれかの管轄区の法律に基づき違法、無効、または履行不能となった場合、それがあらゆる他の管轄区の法律に基づく本契約の合法性、有効性または履行可能性、およびあらゆる他の規定の合法性、有効性または履行可能性に影響を及ぼさないものとする。

14. 本契約は、香港特別行政区の法律に準拠する。申込者は、香港裁判所の排他的管轄権に服することに合意する。

＊ 英語版と日本語翻訳版の内容に不一致または矛盾がある場合、すべての目的に関して英語版が有効となるものとする。
＊ 詳しくは香港貿易発展局ビジネス・マッチング・サービス申込書をご参照下さい。